

「徳島県建設工事一般競争入札実施要領」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条～第2条 (略) (入札参加資格)</p> <p>第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）に関する事項として、次の事項を入札公告及び一般競争入札の共通事項（以下「入札関係書類」という。）に記載するものとする。</p> <p>(1) 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。 (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。 (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。 (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（申請書類及び確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。 (7) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。 (8) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。（請負代金額が <u>4,500万円</u>（建築一式工事については <u>9,000万円</u>）以上の場合） (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。 (10) その他工事毎に必要と認める事項 第4条～第17条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成16年5月1日から施行する。 この要領は、平成17年5月1日から施行する。 この要領は、平成18年5月1日から施行する。 この要領は、平成19年5月1日から施行する。 この要領は、平成20年5月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 (略) (入札参加資格)</p> <p>第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）に関する事項として、次の事項を入札公告及び一般競争入札の共通事項（以下「入札関係書類」という。）に記載するものとする。</p> <p>(1) 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。 (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。 (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。 (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（申請書類及び確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。 (7) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。 (8) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。（請負代金額が <u>4,000万円</u>（建築一式工事については <u>8,000万円</u>）以上の場合） (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。 (10) その他工事毎に必要と認める事項 第4条～第17条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成16年5月1日から施行する。 この要領は、平成17年5月1日から施行する。 この要領は、平成18年5月1日から施行する。 この要領は、平成19年5月1日から施行する。 この要領は、平成20年5月1日から施行する。</p>

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。  
この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。  
この要領は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。  
この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。  
この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。  
この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。  
この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。  
この要領は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。  
この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

---